

サークル合宿を行う場合の注意事項（学生用）

※夏期休暇・春期休暇の前などに、ポータルサイトに掲出し、学生に周知いたします。

※掲出時期→夏期休暇前（7月中旬）・春期休暇前（1月中旬）

1. 合宿を行う場合は「合宿届」を必ず提出してください。

合宿を行う場合は、事前に顧問の承認を得て、必ず 実施の1週間前までに「合宿届」（所定用紙・令和元年様式変更）を学生生活課へ提出してください。なお、提出時には合宿期間中のスケジュール、活動場所、宿泊先・連絡先等がわかるよう、学生生活課の指示に従ってください。

本学では学生全員に、大学が保険料を負担して「傷害保険」に加入しています！

- ① この保険は、大学が公認したサークルの合宿中(合宿届参加名簿者)に事故や怪我をした場合、保険金が支払われるものです。事故が起きた場合は、合宿終了後速やかに学生生活課で手続きをしてください。
- ② 合宿届が提出されていない場合は原則として保険は適用されません。また合宿届に不備等があった場合や事故発生後、定められた期間内に事故報告がないと、保険金が支給されないことがありますので注意してください。

2. 合宿に際しての注意事項

- ①合宿中は、規律ある生活をし、飲酒には十分注意してください。
特に未成年者の飲酒、イッキ飲みを含めた過度な飲酒、ハラスメント行為やそれと疑われる行為は厳禁です。これらの行為があった場合、学則に基づく懲戒処分を含めて厳しく対処します。
- ②合宿前に保証人に期間・合宿先を必ず連絡し所在を明確にするよう徹底してください。
- ③合宿前に体調の優れないサークル員がいる場合は、事前に病院又は保健室の医師の診断を受けるなどのチェックを必ず行ってください。
- ④合宿先への往復は事故防止のため、車での参加は自粛し公的交通機関を利用してください。
- ⑤熱中症対策、体調不良時の遊泳など事故がないように十分注意をしてください。
- ⑥万一事故が発生した場合は、速やかに大学と顧問の先生に連絡してください。（資料4参照）

3. 傷害保険の加入について

上記のとおり、大学では保険に加入していますが、万一に備え、サークル単位で加入する旅行保険【「短期傷害保険」＝合宿期間のみ補償（*任意保険）】に加入することをすすめます。

こちらは購買会内・専大センチュリー（044-911-1097）でも取り扱っています。

以 上

サークル活動中に事故があった場合の対応について

1. 部長・顧問の皆様をお願いしたいこと

事故の連絡があった場合は、学生生活課に連絡をお願いします。

その際は次の情報をお知らせください。【可能な範囲で結構です】

- i.サークル名および学生氏名(学籍番号)
- ii.事故の内容(「飲酒による救急搬送」「交通事故による入院」など)
- iii.発生日時・場所・事故に至る経緯・現在の状況
- iv.病院名・警察署名

《学生生活課電話番号》

生田：044(911)1267／神田：03(3265)6824

◆月～金 9時～17時

◆土 9時～12時まで（夏期休暇中 10時～16時まで）

※上記以外の時間は守衛所へ連絡してください。守衛所から学生生活課長に連絡が入ります。

生田：044(911)0504／神田：03(3265)5973

- ① その後の対応は、学生部が責任を持って対応しています。その際に、部長・顧問に経過の報告等をさせていただいております。

2. サークル代表学生をお願いしたいこと

- ② 部長・顧問へ報告をお願いします。

その際は次の情報をお知らせください。

- i.サークル名および学生氏名(学籍番号)
- ii.事故に遭った学生の氏名・学籍番号およびその両親への連絡をしたかどうか
- iii.事故の内容(「飲酒による救急搬送」「交通事故による入院」など)
- iv.発生日時・場所・事故に至る経緯・現在の状況
- v.病院名・警察署名

- ③ 次に、学生生活課に連絡してください。連絡先は上のとおりです。

なお、部長・顧問と連絡が取れない場合は、学生生活課への報告が先になっても構いません。

- ④ その後は、部長・顧問、学生生活課、現地警察、病院等の指示に従ってください。

以上